

令和2年度第3回南部町介護保険運営協議会	
令和2年12月17日(木) 午後6時～	資料2-2

議事 2

第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画
期間中の介護サービス量等の見込みと保険料に
ついて

<h1>計画書 (案)</h1>

第4章 介護サービス量等の見込みと保険料

1. 保険料の推計手順

第8期計画の介護保険サービス事業費の推計は、国の提示した算定基準に基づき、下記の手順において算出しました。

1. 被保険者数の推計

住民基本台帳人口について、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度の推計を行います。



2. 要介護認定者数の推計

これまでの要介護認定区分ごとの人数（要介護認定率）をベースに、75歳以上の後期高齢者数の伸び率などを勘案するとともに、地域支援事業や介護予防事業の成果による要介護認定の改善などを踏まえて、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度の要介護認定者数の推計を行います。



3. サービス量の推計

これまでの給付実績をベースに、2025（令和7）年度、2040（令和22）年度を視野に入れて、これまでに整備された施設サービスや地域密着型サービスの基盤整備の影響、介護保険法等の改正に基づく介護サービスへの利用の推移などを加味してサービス量の推計を行います。



4. 3年間の必要給付費を算出

サービス量の推計及び介護報酬単価の改定や負担割合の改正等、制度改正の影響を踏まえ、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度の3年間の必要給付費を算出します。



5. 保険料基準額、段階別保険料の設定

2021（令和3）年度～2023（令和5）年度の被保険者数推計、介護保険料給付費推計及び国が示す保険料算定に必要な係数をもとに、これまでの保険料段階区分を見直し、介護保険料基準額を設定します。

第7期計画と同様に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7年）年度、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040（令和22年）年度に向けて、地域包括ケアを実現するための計画として、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して示すことが国から求められており、本計画の中で示すこととします。

2. 保険給付の見込み

(1) 介護給付費

第8期計画期間における利用量の動向を踏まえた各サービス別保険給付費の見込みは、下記のとおりです。

① 介護給付費

単位：千円

項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
(1) 居宅介護サービス			
① 訪問介護			
② 訪問入浴介護			
③ 訪問看護			
④ 訪問リハビリテーション			
⑤ 居宅療養管理指導			
⑥ 通所介護			
⑦ 通所リハビリテーション			
⑧ 短期入所生活介護			
⑨ 短期入所療養介護（老健）			
⑩ 短期入所療養介護（病院等）			
⑪ 短期入所療養介護(介護医療院)			
⑫ 福祉用具貸与			
⑬ 特定福祉用具購入費			
⑭ 住宅改修費			
⑮ 特定施設入居者生活介護			
(2) 地域密着型介護予防サービス			
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
② 夜間対応型訪問介護			
③ 地域密着型通所介護			
④ 認知症対応型通所介護			
⑤ 小規模多機能型居宅介護			
⑥ 認知症対応型共同生活介護			
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護			
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護			
(3) 施設サービス			
① 介護老人福祉施設			
② 介護老人保健施設			
③ 介護医療院			
④ 介護療養型医療施設			
(4) 居宅介護支援			
介護給付費（小計）			

② 予防給付費

単位：千円

項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
(1) 介護予防サービス			
① 介護予防訪問入浴介護			
② 介護予防訪問看護			
③ 介護予防訪問リハビリテーション			
④ 介護予防居宅療養管理指導			
⑤ 介護予防通所リハビリテーション			
⑥ 介護予防期入所生活介護			
⑦ 介護予防短期入所療養介護（老健）			
⑧ 介護予防期入所療養介護（病院等）			
⑨ 介護予防期入所療養介護(介護医療院)			
⑩ 介護予防祉用具貸与			
⑪ 特定介護予防福祉用具購入費			
⑫ 介護予防住宅改修費			
⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護			
(2) 地域密着型介護予防サービス			
① 介護予防認知症対応型通所介護			
② 介護予防小規模多機能型居宅介護			
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護			
(3) 居宅予防支援			
予防給付費（小計）			

③ 総給付費

単位：千円

項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
① 介護給付費（小計）			
② 予防給付費（小計）			
総給付費（①+②）			
第8期計画期間中の合計			

(2) 地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業を含む地域支援事業費の見込みは、下記のとおりです。

単位：千円

項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業			
① 訪問型サービス			
② 通所型サービス			
③ 介護予防ケアマネジメント			
④ 一般介護予防			
⑤ その他介護予防・日常生活支援総合事業			
(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業			
① 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）			
② 任意事業			
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）			
① 在宅医療・介護連携推進事業			
② 生活支援体制整備事業			
③ 生活支援体制整備事業（就労的活動）			
④ 認知症初期集中支援推進事業			
⑤ 認知症地域支援ケア向上事業			
⑥ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業			
⑦ 地域ケア会議推進事業			
合計			
第8期計画期間中の合計			

(3) 標準給付費

介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、審査支払手数料を加えた2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの第8期標準給付費見込額を下記のとおり算定しました。

計画期間中における利用量の動向を踏まえた標準給付費は、

と

なります。

単位：千円

項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
(1) 標準給付費			
総給付費			
特定入所者介護サービス費等給付費 (財政影響額調整後)			
高額介護サービス費等給付費(財政影響額調整後)			
高額医療合算介護サービス費給付費			
審査支払手数料			
(2) 地域支援事業費			
地域支援事業費			
合計			
第8期計画期間中の合計			

■ 特定入所者介護サービス費等給付費

施設サービス等を利用した場合の食事・居住費について、低所得の方が支払い困難とならないように所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた分を介護保険から補足的給付を行うものです。

■ 高額介護サービス費等給付費

介護保険サービスの利用にかかる利用者負担の合計が、世帯の所得に応じた限度角を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。

■ 高額医療合算介護サービス費給付費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。

■ 審査支払手数料

介護保険事業を円滑に運営するため、介護保険サービスに係る費用の請求・支払い等を国民健康保険連合会への委託に要する費用です。

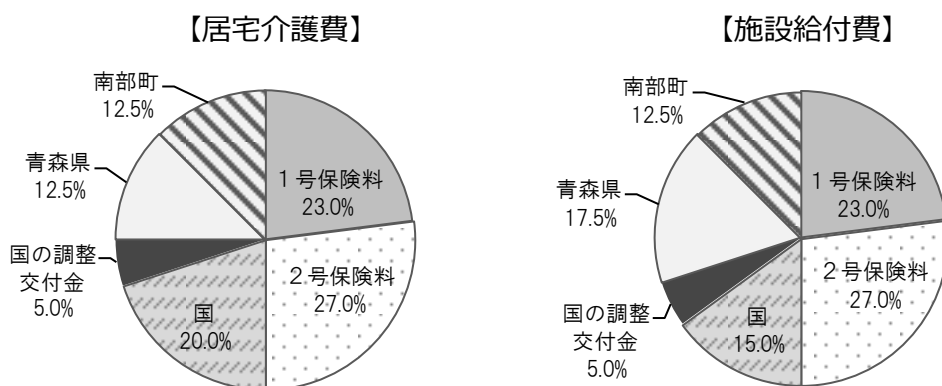
3. 介護保険事業に係る給付費の財源の仕組み

(1) 第1号被保険者の保険料負担割合

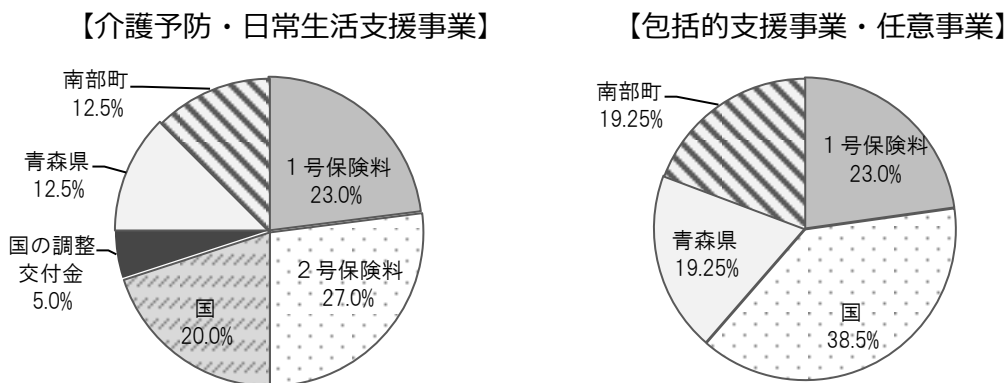
保険給付を行う財源は、下図のとおり公費（国・都道府県・本町の支出金）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は、原則として2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方）から徴収する保険料で賄うこととなっています。

なお、包括的支援事業等について第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補てんされます。第1号被保険者の負担割合は変わりません。

■ 介護費用の負担区分



■ 地域支援事業の負担区分



第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定されます。

第8期介護保険事業計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。したがって、第8期においては、今後3年間の保険給付総額の23%を賄うよう、第1号被保険者の保険料水準を定めなければなりません。

(2) 調整交付金

標準給付費における国の負担割合のうち、5%（全国平均）は調整交付金として支出されます。調整交付金は、全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられており、第1号被保険者における後期高齢者加入割合（75歳以上の方）や所得段階別人数割合によって国からの交付金が増減します。

後期高齢者の加入割合が全国平均よりも高い場合は、より多くの保険給付を見込む必要があり、保険料の増加につながるため、これを軽減する目的で調整交付金が多く交付されます。また、所得段階別の人数構成を全国平均と比較し、所得段階が高い方の割合が高ければ保険料の負担能力も高いと考えられるため、調整交付金は少なくなります。

本町では、被保険者における後期高齢者加入割合が全国平均よりも高く、所得段階別の人数割合では高い方の割合が全国平均よりも低いため、交付割合は5%を上回っています。

本計画においては、**調整交付金の交付割合を2021（令和3）年度 %、2022（令和4）年度 %、2023（令和5）年度 %と推計**しております。

(3) 介護給付費準備基金

保険者である市町村は、介護給付費準備基金を設けて本計画期間に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取り崩しを行うなど、被保険者のみなさんに安定して保険給付を提供するよう努めています。

基金は保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、必要以上の基金残高を保有することは、保険給付のためにお預かりした保険料の用途目的として適切ではありません。

そこで、本計画期間においては、

(4) 財政安定化基金

本計画期間中において、保険給付費が計画値を上回る場合や社会状況の変化による保険料収入の低下により、保険者が資金不足に陥った場合に備え、国・都道府県・保険者が3分の1ずつ拠出し、都道府県に財政安定化基金が設けられています。都道府県は、拠出金を原資に基金へ積立て、保険者が資金不足に陥った場合、保険給付に必要な資金を基金から貸し

付けます。貸し付けを受けた保険者は、次の事業計画期間に返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に借入金を返済することになります。

本町では、適切に保険給付費を見込み、安定的な介護保険制度運営を行っており、第7期計画期間において資金不足は生じていないことから、借り入れは行っていません。

4. 保険料の所得段階別設定

被保険者の負担能力には差があるため、保険料は一律ではなく、住民税の課税状況や収入・所得の状況により段階別に振り分けを行ったうえで、保険料を定めています。

第8期における第1号被保険者の保険料の段階は、第7期に引き続き、国における所得段階の標準に合わせ9段階としました。

5. 第8期保険料基準額

(1) 保険料基準額の算定方法

第8期保険料基準額の算定は、下記のとおりです。

まず、今後3年間の標準給付費、地域支援事業費の合計（A）に第1号被保険者負担割合（23%）を乗じて、第1号被保険者負担分相当額を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差（C - D）、町の財政安定化基金への償還金（F）を加算し、介護給付費準備基金取崩額（G）を差し引きます。

この保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数、月数で割ったものが第1号被保険者の保険料基準額となります。

項目		金額
標準給付費+地域支援事業費	A	
第1号被保険者負担分相当額（A×23.0%）	B	
調整交付金相当額	C	
調整交付金見込額	D	
調整交付金後の第1号被保険者負担分相当額（B+C-D）	E	
財政安定化基金償還金 ※1	F	
介護給付費準備基金の活用	G	
保険料収納必要額（E+F-G）	H	

※1 本町は財政安定化基金からの借り入れを行っていないため、償還金（基金への返済）はありません。

項目		金額
保険料収納必要額	H	
予定保険料収納率	I	
所得段階別加入割合補正後の被保険者数 ※2 令和3年度 人 令和4年度 人 令和5年度 人	J	
第8期の第1号被保険者の保険料基準額 H÷I÷J÷12か月 ※見込み	X	

※2 第1号被保険者保険料に不足を生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を被保険者数とみなして基準値を算定します。

現時点での試算額です。最終的には、直近までのサービス利用量等の実情、介護報酬の改定、介護給付費準備基金の活用等を踏まえて決定します。

(2) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者(65歳以上)の保険料は、所得段階に応じた額となります。この保険料は、基準月額をもとに低所得者の負担が重くなり過ぎないように、所得に応じて9段階に調整されます。

■ 第1号被保険者の保険料

区分	住民税		所得の状況	第8期	
	世帯	本人		負担率	保険料
第1段階	全員が非課税	非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.30	(月額 円)
第2段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額 ×0.50	(月額 円)
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.70	(月額 円)
第4段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	(月額 円)
第5段階 (基準額)			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額 ×1.00	(月額 円)
第6段階	世帯員に課税者がいる	課税	前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	(月額 円)
第7段階			前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	(月額 円)
第8段階			前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	(月額 円)
第9段階			前年の合計所得金額が320万円以上	基準額 ×1.70	(月額 円)

※消費税引き上げにより、社会保障の充実に伴う介護保険法が改正され、住民税非課税世帯の保険料軽減強化が行われています。

保険料率は国・県・町からそれぞれ公費を投入し、第1段階は0.45から0.30、第2段階は0.75から0.50、第3段階は0.75から0.70に軽減します。

【参考】保険料基準額の内訳

区 分	第 7 期		第 8 期	
	金額	構成比	金額	構成比
総給付費 ②+③+④	① 6,594 円	89.1%		
居宅サービス	② 3,386 円	45.8%		
居住系サービス	③ 1,306 円	17.6%		
施設サービス	④ 1,902 円	25.7%		
その他給付費	⑤ 506 円	6.8%		
地域支援事業費	⑥ 300 円	4.1%		
財政安定化基金	⑦ 0 円	0.0%		
市町村特別給付費等	⑧ 0 円	0.0%		
保険料収納必要額 (①+⑤+⑥+⑦+⑧) ⑨	7,400 円	100.0%		
財政安定化基金取崩額	⑩ 0 円	0.0%		
保険料基準額 (⑨ - ⑩)	7,400 円	100.0%		

※金額、構成比は端数処理のため、合計に一致しないところもあります。

◆将来推計

高齢者人口及び要介護等認定者数の将来推計を踏まえ、現状の介護給付費の伸びをもとに試算すると、下記のとおりとなります。

年 度	区 分	保険料基準額
2025 年度 (令和 7 年度)	団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となる	
2040 年度 (令和 22 年度)	団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる	

(3) 保険料の減免・徴収猶予

震災・火災などの災害で著しい損害が生じた、あるいは世帯の生計を主として維持する方の長期入院などで収入が著しく減少し、保険料の支払いが困難になった場合は、申請に基づいて保険料の減免や徴収猶予を行います。